

## 健康経営の普及促進及び健康増進に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）、橿原商工会議所（以下「乙」という。）及びアクサ生命保険株式会社（以下「丙」という。）は、「健康増進」の分野において長期的視点に立ち、相互の資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協働による活動を推進するため、次のとおり健康増進に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力を行い、市内企業の健康経営の普及促進等の取組を通じて、市内企業の従業員の健康増進のみならず、家庭や地域、職場で共に暮らす市民が、元気で長生きでき且つ大切な人と健やかに生活し続けられるよう、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携、協力して実施する。

- (1) 甲における健康経営の促進に関する事項
- (2) 市内企業における健康経営の普及促進に関する事項
- (3) 市民及び市内企業の従業員の健康増進に関する事項
- (4) 市民及び市内企業の従業員の健康状況を把握するための定期的な情報共有と分析に関する事項
- (5) 前各号に掲げるものの他、三者合意の上前条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、当該事項の実施について協議を行い、具体的な実施事項について決定する。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲、乙及び丙は、事業者その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、この協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この場合において、相手方からこの協定に基づき提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（施策の評価・検証）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に定める項目の実施にあたり、定期的に評価会議を開催し、それぞれの具体的な施策の展開を検証するとともに、取組内容の見直しを行わなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、個人が特定されるデータの交換は行わないこととする。また、

本協定に基づく連携において他の当事者から提供された情報を第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、他の当事者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 他の当事者から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は他の当事者からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 他の当事者から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は他の当事者から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したものの
- (3) 法令により開示を求められたもの

（情報保持の義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定が第7条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前条による情報保持の義務を負う。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して決定する。

（協定の有効期限）

第7条 本協定の有効期限は、締結日から2年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲、乙及び丙いずれからも異議の申立てがない場合は、さらに2年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は記名押印の上、各々1通を保持する。

令和5年10月5日

甲 奈良県橿原市八木町1-1-18  
橿原市長

亀田 忠孝

乙 奈良県橿原市久米町652-2  
橿原商工会議所  
会頭

森本 隆一

丙 大阪府大阪市中央区道修町4-1-1  
アクサ生命保険株式会社 大阪支社  
大阪支社長

東陽 二郎